

財政再建団体ゼロの怪

研究開発部
鷺見 英司

＜帳じり合わせの実態＞

2001年3月、唯一の財政再建団体であった福岡県赤池町が、2002年度までとされていた再建期間を2年繰り上げて、再建を完了した。

財政再建団体とは、国の管轄のもとに財政再建が進められる地方自治体であり、実質収支比率が赤字の自治体に適用される。しかし、再建団体となるか否かは、自治体ごとの判断にゆだねられているため、公共事業のため起債を制限される赤字水準（市町村は-20%以上、都道府県は-5%以上）が実質的な判断の分かれ目となっている。そのため、1975年度（昭和50年度）以降は3,300にも上る自治体のうち、実際に財政再建団体となったのは、赤池町を含めてわずかに16団体でしかない。多くの場合は、ギリギリの水準で再建団体転落を回避し、自主的に再建を目指すことが多い。

地方財政の決算資料においても、実質収支が赤字の自治体は、95年度では都道府県ゼロ、市町村12団体、2000年度では若干増加して都道府県2（ただし前年度は4）市町村19の21団体であり、表面上赤字団体はほとんど存在しないことになっている（図表1）。

しかしながら、図表2に示すように、赤字団体転落寸前（実質収支比率0～5%未満）の団体は、都道府県で全体の87%程度、市で全体の64%程度、町村で全体の54%程度であり、実際には、潜在的な財政再建団体は多い。

これらの自治体は、これまで基金の取り崩しや

財政健全化債、財源対策債といった地方債発行などによって、表面上帳じり合わせをしてきた。しかしながら、最近年では、多くの自治体でこうした手法が限界に達している。特に大都市圏の都府県などでは財政再建団体転落が現実味を帯びてきている。

＜散在する潜在的財政再建団体＞

また、90年代で2倍以上の水準に達した地方の抱える借金（地方債残高）に限らず、高い水準で推移する債務負担行為額（翌年度以降の支出予定額）は、今後の地方の財政運営が著しく困難な状況にあることを示唆している（図表3）。

たとえば、青森県大鰐町（地方税収8.2億円）では町営の温泉リゾートの破綻による損失補償を毎年負担しつづけることとなり、99年度の債務負担行為額は86億円にも達した。債務負担行為額のなかには、このような第三セクターや公営企業などの破綻による自治体の債務保証や損失補償の支払いが含まれており、リゾート開発や企業誘致の失敗など、過去の放漫財政のツケを負っていかねなければならない地方自治体が全国に散在している。

＜地方財政の構造改革＞

90年代の地方の財政運営を振り返ると、経済成長や税収の伸びを上回る支出がなされてきた（図表4）。その結果がかつてない地方財政の危機を招いている。地方財政においても、財政再建団体転落を回避するための小手先の帳じり合わせでなく、抜本的な財政構造改革が不可欠である。そのためにはまず、公務員の人件費が経済実勢と乖離して決定されていくメカニズムを解消しなければ、改革に対する住民の理解を得られるはずがない。

図表1 実質収支赤字団体数

	1995	2000(年度)
都道府県	0	2
市	8	14
町村	4	5
計	12	21

注：実質収支：歳入 - 歳出の形式的な財政収支から翌年度に繰り越す必要のある財源を控除した額。

資料：『都道府県決算状況調』（平成12年度）『市町村別決算状況調』（平成12年度）『地方財政白書』（平成7年版）

図表2 実質収支比率別の地方自治体数（2000年度決算）

	都道府県	市	町村
0%～5%未満	41 (87.23)	427 (63.73)	1,393 (53.49)
-5%～0%未満	2 (4.26)	9 (1.34)	4 (0.15)
-10%～-5%未満	0 (0.00)	3 (0.45)	0 (0.00)
-15%～-10%未満	0 (0.00)	2 (0.30)	0 (0.00)
-20%～-15%未満	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
-25%～-20%未満	0 (0.00)	0 (0.00)	0 (0.00)
-30%～-25%未満	0 (0.00)	0 (0.00)	1 (0.04)
自治体総数	47 (100)	670 (100)	2604 (100)

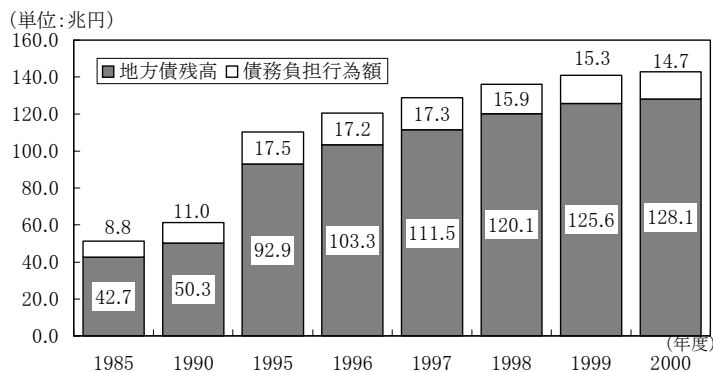
注1：団体数。（ ）内は自治体総数に占めるシェア（%）

注2：実質収支比率＝実質収支／標準財政規模。標準財政規模：税収入額等に普通交付税を加算した額

注3：町村の「-30%～-25%未満」に入る団体は福島県泉崎村。泉崎村は実質収支比率の赤字が財政再建団体適用基準を超えているが、福島県の財政支援の下、自主再建を目指す特異なケースである。

資料：『都道府県決算状況調』（平成12年度）『市町村別決算状況調』（平成12年度）

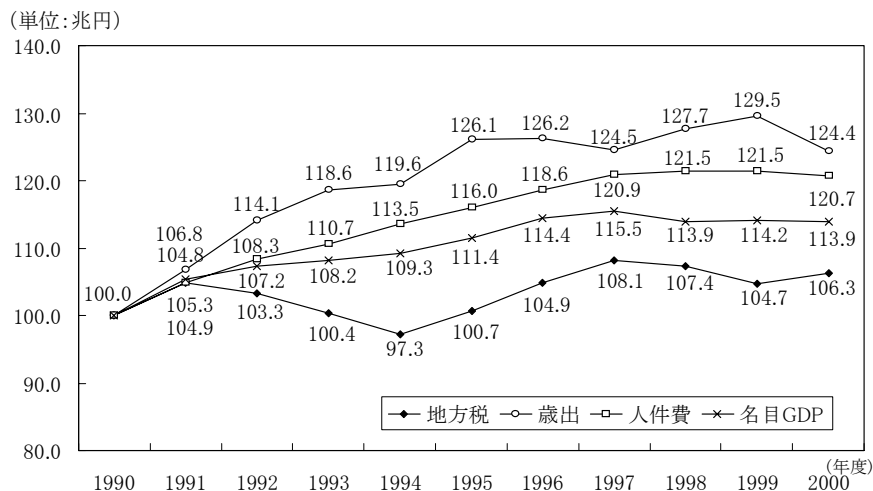
図表3 地方債残高と債務負担行為額の推移



資料：『地方財政白書』（平成14年版）

LDI WATCH

図表4 90年代の地方の財政運営(歳出、人件費、地方税)と名目GDPの推移（1990年度=100）



資料：『地方財政白書』（平成14年版）『地方財政統計年報』（平成13年版）